

事務連絡
平成18年7月4日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、下記の輸出者から輸出された養殖フグからAOZ（3-アミノ-2-オキサゾリドン）及びSEM（セミカルバジド）が検出されたことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

DALIAN PUCHENGAQUATIC CO., LTD

（違反事例）

1. 品名：冷凍とらふぐ（養殖）
2. 生産国：中国
3. 検査結果：AOZ 4ppb、SEM 5ppb（基準：検出してはならない）
4. 検疫所：福岡検疫所福岡空港検疫所支所
(届出受付番号：第94000859740号1欄)
5. 輸入者：福岡県魚市場（株）